

■報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町平串 町道窪川平串線
概 要	平成27年2月3日午後3時30分頃、自動車で町道窪川平串線を走行中、道路中央部に穴があり、それに気付かず進入し、車体を損傷したものの
専決処分日	平成27年3月25日
賠償金額	78,710円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【事故現場】 町道窪川平串線

